

Business Partner office NEWS



法律相談Q&A

— 在宅勤務日の交通費 —

Q: 在宅勤務制度の導入に伴い通勤手当を廃止しましたが、実際には在宅勤務者に出社してもらうことがあり、その際の交通費は会社が負担しています。今後の定時決定や随時改定の際、この交通費は報酬に含めなければならないのでしょうか？

A: まず、支給されていた通勤手当の廃止は

- ①**固定的賃金の変動** にあたり、
- ②変動月から3カ月間の報酬の平均額と現在の標準報酬月額との間に**2等級以上**の差
- ③変動月以降引き続く3カ月とも**賃金支払基礎日数が17日**(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上

の3つの条件を全て満たせば社会保険の**随時改定**が必要ですのでご確認下さい。

その上で、在宅勤務者が一時的に出社する際の交通費を会社が負担する場合、労働契約上の当該労働日の労務の提供場所が自宅か事業所かに応じて報酬に含まれるかどうか異なってきます。

当該労働日の労働契約上の労務の提供場所が**自宅**の場合、その費用は原則として**実費弁償**と認められ、**報酬等には含まれません**。

一方、当該労働日の労働契約上の労務の提供場所が**事業所**の場合、その費用は原則として**通勤手当**として**報酬等に含まれます**。

また、在宅勤務制度では**在宅勤務手当**が支給されることもあります。それが業務遂行に必要な費用にかかる**実費分**に対応すると認められるのであれば、**実費弁償**にあたるものとして**報酬等**に含まれませんが、**労働の対償**として支払われる場合や、**実費**として使用しなくても**返還義務**がない**渡し切りの場合**は**報酬等**に含まれます。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

令和4年10月より短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

【「特定事業所」の要件】

被保険者(短時間労働者を除く)の総数が(変更前)常時500人を超える事業所

→(変更後)**常時100人を超える**事業所

※令和6年10月以降は常時50人を超える事業所となる予定

【「短時間労働者」の適用要件】

(変更前)雇用期間が1年以上見込まれること

→(変更後)雇用期間が**2ヶ月以上見込まれる**こと(通常の被保険者と同じ)

最近のニュースから

— 最低賃金 地方の優先的な引上げを提言 —

政府の経済財政諮問会議で、民間議員が地方での優先的な最低賃金の引上げを提言した。地方への人材定着を促すのが狙い。また、菅首相は早期に全国平均1,000円への引上げを目指すと表明した。

75歳以上医療費2割負担の医療制度改革関連法成立

一定以上の所得がある75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を現行の1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法が参院本会議で成立した。単身世帯は年金を含めて年収200万円以上、複数世帯では合計320万円以上が対象。導入時期は2022年10月から23年3月の間で、今後政令で定める。育児休業中に社会保険料を免除する対象を22年10月から広げることや、国民健康保険に加入する未就学児を対象に22年4月から保険料を軽減する措置も盛り込まれた。